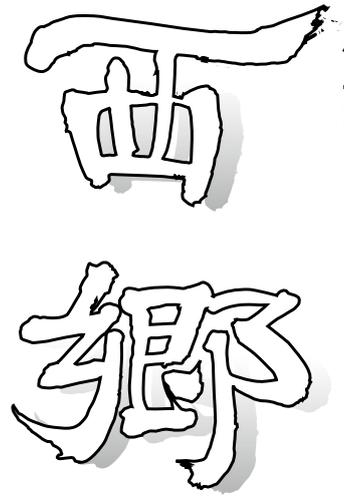


お知らせ

広報



平成 23 年 4 月 14 日

このお知らせでは震災により変更となった予定や、新たな情報をお届けします。

被災された方への支援について

村では、地震により被害があった住家について、村職員等が国の被害認定基準に基づく調査（外観目視等による判定）を4月7日から実施しています。

今後、この調査結果に基づき、公的救済制度の適用を判定するための「罹災証明書」の発行や罹災見舞金、固定資産税の減免に関する決定を行います。そのため、危険性が高い住家等について、調査前に取り壊しや改修をする際には、念のため着手前に写真を撮っておいてください。なお、調査終了後、この「罹災証明書」に「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一

部損壊」の4種類の認定を行います。調査結果等の確認方法については後日お知らせします。

公的支援制度の主なものとして、居住する住宅が被害を受けた人に対する「被災者生活再建支援制度」による支援金の支給があります。この制度は、「全壊」または「大規模半壊」の被害が対象となります。住宅は、自らが居住するもので、持ち家・借家の別を問いません。（貸家は対象になりません）

罹災見舞金についてはこのページの次の項目を、固定資産税の減免については次ページをご参照ください。申請の時期や公的支援制度等の詳しい内容については、各担当課にお問い合わせください。

●国の定める被害認定基準

調査目的	調査対象	被害の程度区分				問合せ
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
公的支援制度の適用判定	住家（アパート、事務所、店舗、納屋、駐車場、塀等は対象外）	建物の経済的被害の建物全体に占める損害割合が50%以上	建物の経済的被害の建物全体に占める損害割合が40%以上50%未満	建物の経済的被害の建物全体に占める損害割合が20%以上40%未満	建物の経済的被害の建物全体に占める損害割合が20%未満	福祉課 地域福祉係
罹災見舞金の支給判定	住家（アパート、事務所、店舗、納屋、駐車場、塀等は対象外）	全壊	半壊		一部損壊	福祉課 地域福祉係
		主要構造部の被害額がその建物価格の50%以上	主要構造部の被害額がその建物価格の20%以上50%未満		主要構造部の被害額がその建物価格の20%未満	
固定資産税の減免	課税されてる建物	同上	同上		同上	税務課 固定資産税係

※住家の被害が屋根がわらと壁の一部などのときは、多くが一部損壊とされます。

福祉課

罹災見舞金に係る被害状況調査について

このたびの地震により、住家に被害を受けられた方の被害が全壊および半壊の場合には、罹災見舞金が支給されます。5月13日(金)まで村が実施する固定資産税の減免に関する調査にあわせ被害調査を行います。罹災見舞金の対象および程度は次のとおりです。

●対象者

地震により住家が倒壊または埋没した場合

※アパート、事務所、店舗、納屋、駐車場、塀等は対象外です。

●被害の程度

①全壊：主要構造部の被害額がその住家の価格の50%以上に達した程度のもの

②半壊：住家の損壊が甚だしいが、補修すれば再利用できる程度のもの。主要構造部の被害額がその住家価格の20%以上50%未満に達した程度のもの

※一部損壊（被害額が20%未満）は対象外です。

■問合せ 福祉課（地域福祉係）

税 務 課

自動車税の課税の延期等について

県では、平成23年度の自動車税の定期課税（例年5月課税・5月末納期限）を延期します。延期する期間は未定です。

災害に遭われた自動車に係る自動車税の救済措置については、現在検討中です。

災害の影響によって3月31日までに廃車（抹消登録）の手続きを行えなかった自動車に係る自動車税の救済措置についても、現在検討中です。

なお、抹消登録の手続きについては、福島運輸支局、福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

■問合せ

福島県税務課

（県庁西庁舎税務システム課内）

☎024-521-7729

FAX024-521-7730

✉zeimu@pref.fukushima.jp

軽自動車税の課税について

村では、平成23年度の軽自動車税

の定期課税（例年5月課税・5月末納期限）を通常どおり実施する予定です。

災害の影響によって3月31日までに廃車（抹消登録）の手続きを行えなかった、または災害に遭われた軽自動車（滅失・廃車）に係る軽自動車税の救済措置については、必要な書類を持参の上、税務課窓口まで相談にお越しくださいようお願いいたします。

●必要書類

車検証・印鑑・軽自動車の被害状況がわかる写真

■問合せ 税務課（賦課係）

固定資産税の納税通知書について

固定資産税の納税通知書については、例年4月上旬発送、第一期納期限が4月末日となっておりますが、23年度につきましては震災の影響により6月上旬発送、6月末日納期に変更します。

固定資産価格等縦覧帳簿の縦覧期間の変更について

固定資産税の通知および第一期の納期限が延長されたことに伴い、縦覧期間についても変更します。期間

以外の時間および場所等については変更ありません。

・変更前：4月1日（金）～5月2日（月）
・変更後：4月1日（金）～6月30日（木）

震災により家屋等に被害があった方へ

震災により家屋等に被害があった方は、減免の申請をしていただくことにより、その被害の程度によって当該固定資産税が減免対象となります。

減免申請書は、外観上被災が明らかでない家屋については、調査時に配付しておりますが、その他の家屋については納税通知書に同封し郵送しますので、減免を受けようとする方は、6月24日（金）までに役場税務課に申請書を提出してください。

なお、減免の決定は家屋調査をした後、通知します。

家屋調査について

外観上、被災が明らかな家屋については、4月7日より村が固定資産税の減免に関する調査を行っております。その際、不在であっても敷地内に立ち入り、調査を行いますので、ご理解をお願いいたします。

村の調査前に修繕をする場合のお願い

調査前に修繕をされる場合には、被害状況がわかる写真を撮っておいてください。

また、修繕の見積書、領収書等を保管しておいてください。

■問合せ 税務課（固定資産係）

建設課

西郷村応急仮設住宅募集について

●入居対象者

①西郷村に住居をお持ちの方もしくは、西郷村に住所がある方で、住宅が全壊または流失し、居住する住宅がない方で、自己の資力では住宅を確保することが困難な被災者（世帯単位での入居になります）

※**被災証明書**に「全壊」と判断された方

②原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難している、自らの資力で住宅を得ることが出来ない世帯

※今回の募集については、**村内に住居をお持ちの方、村内に住所のある方**

ご準備ください。日程・時間等は決まり次第お知らせします。

■問合せ 建設課

災害対策本部

避難者情報の提供について

東京電力福島第一原発の事故を受けて西郷村に一時避難されている方で、親戚、個人、アパートおよびホテル等に避難されている方の情報を収集していますので、村災害対策本部まで情報の提供をお願いします。

●受付時間 9時～16時

■問合せ

村災害対策本部

☎25-1111



▲仮設住宅着工（狼山合）

●退去修繕費用

入居者の故意または過失による場合は、入居者に費用の負担を求めます。

●入居者決定方法等

入居者選考委員会を開催し決定します。

・決定時期 4月28日（木）予定

・次の条件にあてはまる世帯を優先的に入居させます。

①75歳以上の者がいる世帯

②重度の障がい等を有する者がいる世帯

③妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯

④3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

●入居者の義務

入居者は、仮設住宅等の使用（入居）のルールを厳守していただきます。なお、入居者が他の入居者および近隣住民等に迷惑をかけたり法令等に違反したときや、村の指導に従わないときは使用許可を取り消します。

●今後の予定

入居申請（4月20日（木）まで）

⇐ 入居者選考

る方を対象に募集します。

●建設場所・施設規模・戸数

建設場所：小田倉字狼山合

施設規模	戸数 (全42戸)
6坪タイプ（1DK）	10戸
9坪タイプ（2DK） 標準タイプ	22戸
12坪タイプ（3K）	10戸

※部屋の割り当ては入居者選考委員会で、入居人数にて行います。

●入居条件

①入居期間

原則1年以内

特別な事情の場合最長2年まで

（入居開始時期は、平成23年4

月29日（金）からです）

②自己負担

電気・水道・下水道・プロパンガス・NHK受信料および備え付け以外の備品（家財道具など）等に要する経費、共益費・自治会費等は、入居者の負担とします。

※**駐車場は一世帯1台**です。ペット

は不可

住民生活課

行政サービスセンター業務開始について

3月11日(金)より業務を停止し、村民の皆様にご不便をおかけして御座りましたイオン白河西郷店行政サービスセンター業務は、4月26日(火)午前10時より開始予定です。

■問合せ 住民生活課(住民係)

災害ごみの搬入について

災害ごみを4月30日(土)まで西郷村埋立地で受入をしています。

●分別区分

瓦・タイル・レンガ・ブロック塀、石塀等のがれきり類、基礎コンクリート、ふすま、畳、トタン、サッシ枠等の金物、倒木等木製廃材

※ガラス類は一般ごみ(燃えないごみ)として出してください。

●時間 9時～12時、13時～16時

※ただし、4月17日(日)、24日(日)、29日(祝)は搬入できません。

日(祝)は搬入できません。

※搬入前に役場住民生活課窓口で減免申請を行ってください。

■問合せ 住民生活課(生活環境係)

農政課

農作物の作付延期解除について

県で3月31日に採取した村内小田倉地内の水田の土壌調査について、4月6日放射性物質の分析結果が公表されました。

結果はセシウム(134と137の合計値)が1、922ベクレル/kgとなり、県から西郷村に要請されていた農作物の作付延期が解除されました。今後村では、生産農家の皆様に対するご支援と出荷停止や風評被害に対する補償を、国や県に強く求めていきます。

■問合せ 農政課

上下水道課

東日本大震災に伴う水道料金と下水道使用料の特別措置について

村では、震災に伴い本村全域で断水状態になったことおよびお客様の負担軽減を図るため、現在、水道料金と下水道使用料の減免等の特別措置を実施

施すべく検討しています。取扱い方法等の詳細につきましては、決定次第お知らせします。

■問合せ 上下水道課

商工観光課

中小企業経営者のみなさまへ

東日本大震災の発生により影響を受けている中小企業の皆様からの相談を、西郷村商工会および各金融機関で受けていますのでご相談ください。

■問合せ 商工観光課(商工観光係)



▲土砂崩れ現場の復旧作業

4月行事予定の変更

〈延期〉

行事予定等	変更前	変更後
福島県議会議員一般選挙	4月10日	未定
西郷村手をつなぐ親の会総会	4月22日	5月25日
西郷村議会一般選挙	4月24日	未定

延期されました行事予定等については、日程が決まり次第、皆様にお知らせする予定です。

〈中止〉 (4月14日以降の行事予定で中止のもの)

行事予定等	開催予定日
西郷さくら祭り	4月16日
西郷さくら祭りパークゴルフ大会	4月16日
源流の郷観桜ウォーキング	4月16日
十万石棚倉城まつり(棚倉町)	4月16,17日
小峰城桜まつり(白河市)	4月17日
乙姫桜まつり(白河市)	4月9～18日
やぶき大池春まつり(矢吹町)	4月24日
権太倉山山開き(白河市)	4月29日